

第 2 部  
在宅医療

第 1 節 在宅患者診療・指導料

在宅患者訪問看護・指導料（1日につき）

（注の変更）  
在宅医療の充実

注 2 注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は 1 4 日を限度として所定点数を算定する患者に対して、主治医が必要と認めて、1 日に 2 回以上訪問看護・指導を実施した場合は、所定点数に 2 5 0 点を加算する。

注 2 注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は 1 4 日を限度として所定点数を算定する患者に対して、主治医が必要と認めて、1 日に 2 回又は 3 回以上訪問看護・指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ 4 5 0 点又は 8 0 0 点を加算する。

（区分の新設）  
在宅医療の充実

（新設） 在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき）  
60点

注 区分番号 C 0 0 5 に掲げる在宅患者訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者の主治医の診療に基づき、週 3

在宅訪問リハビリテーション指導管理料

(注の変更)

言語聴覚療法の見直し

注1 居宅において療養を行っている患者であつて、通院が困難なものに対して、診療に基づき、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該診療を行った保険医療機関の理学療法士又は作業療法士を訪問させて基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行わせた場合に、患者1人につき週3回に限り算定する。

日以上の点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師等に対し、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

注1 居宅において療養を行っている患者であつて、通院が困難なものに対して、診療に基づき、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該診療を行った保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させて基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行わせた場合に、患者1人につき週3回に限り算定する。

第2節 在宅療養指導管理料

在宅自己注射指導管理料

(注の変更：告示の簡素化)

注1 インスリン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅲ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅲ因

注1 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場

	<p>子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、ソマトスタチンアナログ、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤又はインターフェロンベータ製剤の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</p>		<p>合に算定する。</p>
<p>(注の変更：取扱いの明確化)</p>	<p>注4 注入器又は間歇注入シリンジポンプを使用した場合は、所定点数にそれぞれ300点又は1,000点を加算する。</p>	<p>→</p>	<p>注4 注入器を処方した場合又は間歇注入シリンジポンプを使用した場合は、所定点数にそれぞれ300点又は1,000点を加算する。</p>
<p>(注の変更：点数の見直し)</p>	<p>5 注入器用の注射針を処方した場合は、所定点数に次の点数を加算する。</p> <p>イ 治療上の必要があって、1型糖尿病若しくは血友病の患者又はこれらの患者に準ずる状態にある患者に対して処方した場合 160点</p> <p>ロ イ以外の場合 80点</p>	<p>→</p>	<p>5 注入器用の注射針を処方した場合は、所定点数に次の点数を加算する。</p> <p>イ 治療上の必要があって、1型糖尿病若しくは血友病の患者又はこれらの患者に準ずる状態にある患者に対して処方した場合 200点</p> <p>ロ イ以外の場合 130点</p>
<p>在宅血液透析指導管理料 (注の変更) 在宅自己透析の評価の見直し</p>	<p>注1 在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅血液透析に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻</p>	<p>→</p>	<p>注1 在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅血液透析に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻</p>

<p>在宅酸素療法指導管理料</p> <p>(注の変更：点数の見直し)</p> <p>(注の変更：点数の見直し)</p>	<p>月に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降につき1,900点を月2回に限り算定する。</p> <p>注4 携帯用酸素ポンペを使用した場合は、所定点数に990点を加算する。</p> <p>5 設置型液化酸素装置又は携帯型液化酸素装置を使用した場合は、所定点数にそれぞれ4,320点又は990点を加算する。</p>	<p>月に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降につき1,900点を月2回に限り算定する。ただし、当該指導管理料を最初に算定した日から起算して2月までの間は、1,900点を月4回に限り算定する。</p> <p>注4 携帯用酸素ポンペを使用した場合は、所定点数に880点を加算する。</p> <p>5 設置型液化酸素装置又は携帯型液化酸素装置を使用した場合は、所定点数にそれぞれ3,970点又は880点を加算する。</p>
--	---	---